

## 次期滋賀県児童虐待防止計画（原案）に対して出された意見とそれらに対する滋賀県の考え方について

### 1 県民政策コメントの実施結果等について

令和元年12月20日（金）から令和2年1月20日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「次期滋賀県児童虐待防止計画（原案）」について意見・情報の募集を行った結果、7人・団体の方から、24件の御意見が寄せられました。

これらの御意見については、その他関係機関等からいただいた御意見とあわせて、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別添のとおり取りまとめました。

なお、取りまとめにあたり、提出された御意見の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

### 2 提出された御意見の内訳

項目		件数
第1章	計画の策定について	
	1 計画策定の趣旨	1
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の期間	
第2章	現状と課題	
	1 現状	
	2 課題	
第3章	基本理念～目指す社会の姿～	2
第4章	具体的な施策の推進	
	1 児童虐待の未然防止	2
	2 児童虐待の早期発見・早期対応	4
	3 子どもの保護・ケア	3
	4 親子関係の修復・家庭復帰と子どもの自立支援	1
	5 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化	5
	数値目標一覧	5
第5章	計画の推進に向けて	
	1 それぞれが果たす役割	1
	2 計画の推進体制	
	3 点検評価・進行管理・計画の見直し	
		合計 24

### 3 提出された御意見とそれらに対する県の考え方

別添のとおり

## 次期児童虐待防止計画(原案)に提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
第1章 計画の策定について			
1 計画策定の趣旨			
1	1頁	滋賀県児童虐待防止計画を滋賀県オレンジリボン(児童虐待防止)計画にしてはどうか。	オレンジリボンは、児童虐待を防止するためのメッセージのシンボルマークとして、社会に広く認知されているところですが、本計画は、虐待防止だけでなく虐待への対応や、施設退所後の自立支援など幅広く対象としていることから、名称は原案のとおりとします。
第3章 基本理念～目指す社会の姿～			
2	15頁	基本理念については、県の責任が問われた平成18年の高島事件で亡くなった子どもの命を無にしないための再発防止策として策定された計画であることを県民全てが忘れないよう強いメッセージが必要である。	滋賀県での事件を含め、近年発生している数多くの虐待事件を踏まえ、各関係機関の強い決意と県民へのメッセージとして、虐待を決して許さないという強い思いを明記しています。 《15頁11～13行目》
3	15頁	子どもが権利の主体であることを明記すべき。  子どもの権利条約に日本が批准して25年、児童虐待防止法も20年経過するなかで、平成28年法改正の子どもが権利の主体であることを明記されたことは画期的なこと。その記述については、1頁計画策定の趣旨には触れているが、基本理念にそのことを触れたうえで、子どもが虐待から守られることは当然であることを、はっきりと明記すべきではないか。合わせて、具体的な内容の記述も含め、「子どもの人権」ではなく、「子どもの権利」と表記したほうがいい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 「…平成28年の児童福祉法改正により明確化された、「児童の福祉を保障するための理念」を踏まえるとともに、…」  【修正後】 「…平成28年の児童福祉法改正において、子どもが権利の主体であることが明確化されたことを踏まえるとともに、…」  なお、人権とは、「人が幸せに生きていくために、誰もが生まれながらに持つ自由や権利」であるとしています。 本計画は、「子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」について基本理念を定めた「滋賀県子ども条例」に基づく実施計画であることから、原案のとおり「子どもの人権」とします。 《15頁10～11行目》
第4章 具体的な施策の推進			
1 児童虐待の未然防止			
4	18頁 14行目  19頁 32行目	「産後うつ予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。」について、産婦健康診査事業だけでなく、産後ケア事業でも支援しているため、産後ケア事業についても追記してはどうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 「産後うつ予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。」  【修正後】 「産後うつ予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業や産後ケア事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。」 《18頁14～16行目、20頁32～34行目》

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
5	18頁	虐待予防の観点から、特に0歳～2歳児を抱える家庭への一時預かり支援は重要であり、子育てを社会で支える仕組みが必要である。	一時預かりや子育て短期支援(ショートステイ)の充実については、淡海子ども・若者プラン(67頁)に明記しています。本計画では、虐待の未然防止の観点から特にショートステイ・トワイライトステイの充実について、明記しているところです。  「育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けられるよう、体制を整えるため、市町に対し、ショートステイ・トワイライトステイの実施を促進します。」 《18頁28～31行目》
2 児童虐待の早期発見・早期対応			
6	19頁 3行目  28頁 4行目  29頁 17行目  35頁 20行目	「関係機関との連携」の記載について、「関係機関」だけでなく、「関係団体」も連携していることから「関係団体」を含めるべきではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり明記しました。  「関係機関(関係団体を含む。本計画において以下同じ。)」 《14頁5行目》
7	20頁 6行目	「・妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子への支援を推進します。」について、産後の母子支援に父親やパートナーを含めるべきではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 「○産後の母子を支援する仕組み ・妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子への支援を推進します。」  【修正後】 「○産後の母子等を支援する仕組み 「・妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子やその家族への支援を推進します。」 《21頁4～6行目》
8	20頁 12行目	「・保健医療従事者の協力を得て、要支援児童・特定妊婦がいる家庭の早期発見、支援の強化ができるよう、関係者の研修機会を確保します。」について、関係団体も連携していることから「関係団体」を含めるべきではないか。	「関係者」には関係団体の職員も含まれていることから、原案どおりとします。

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
3 子どもの保護・ケア			
9	22頁 27行目	一時保護やその解除を行う際に、子ども自身の意思があまりに尊重されていないため、専門家による総合的なアセスメントも大事であるが、「子ども自身の意思の確認」を記載して欲しい。	御意見を踏まえ、以下のとおり追記を行います。  一時保護やその解除を行う際には、子どもに丁寧に説明をするとともに、子どもの意見を聴取するよう配慮します。 《23頁20～21行目》  また、施設入所措置や措置解除などが子どもの意向に一致しない場合等は、専門家の意見を聴取するため、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会を積極的に活用する旨、別途記載しています。 《30頁34～36行目》
10	7頁 6行目  23頁	養育が困難な子どもを委託できる里親を育てるという意識を持ち、専門里親の育成、活用を図っていくべきではないか。	本県においては、経験豊富な里親がいるファミリーホームで養育が困難な子どもを養育いただいている状況もあり、まずはファミリーホームで担い手の育成を進めることにより、専門里親の確保を図っていきたいと考えています。 また、養育技術の向上に向けた研修を実施するなど、フォスタリング業務として養育が困難な子どもを委託できる里親の育成に取り組んでいきます。
11	23頁 33行目	地域小規模化した施設の定員の一部を、里親支援を含む地域の子育て支援(ショートステイやトワイライトステイ)に活用する仕組みづくりを国に働きかけ、県独自の方策も検討されたい。 社会的養護に入らない要支援ケースの支援にこそ、施設の設備と専門性、長年社会的養護を支えてきた知見と人材を活用してほしい。	地域小規模児童養護施設および分園型小規模グループケアは、家庭的な環境の中で生活体験を積み、社会的自立を促進することを目的としており、まずは入所児童を対象とすることが重要と考えます。 いただいた御意見については、今後の施策構築にあたっての参考とさせていただきます。
4 親子関係の修復・家庭復帰と子どもの自立支援			
12	26頁 32行目	自立支援の仕組みづくりの記述部分にアフターケアという言葉が明記されたい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 ・児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どもの自立支援の仕組みづくりのため、施設、里親、行政による協議会を開催します。 【修正後】 ・児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どものアフターケアも含めた自立支援の仕組みづくりのため、施設、里親、行政による協議会を開催します。 《27頁33～34行目》

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
5 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化について			
13	32頁 12行目	<p>要保護児童対策地域協議会の機能強化について、対象者の支援に関わっている場合、守秘義務のある民生委員や里親などもケース検討会議に参加できるようにするなど、情報の共有の機会が必要ではないか。</p> <p>また、虐待通報があった場合の訪問については、市の職員がいきなり行くより、地域で実際に見守りできる立場の者が、何か困っていることはありませんかと声をかける方が支援に繋がりがやすいのではないか。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の構成員については、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針において、民生委員や里親会も想定されているところです。</p> <p>また、市町や子ども家庭相談センターの職員が実施している虐待通告時の安全確認について、県では、現場で虐待リスクを的確に判断する者に一定の専門性が必要であるということや、警察との連携、個人情報の取り扱いに的確に対応していただけることが必要と考えております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策構築にあたっての参考とさせていただきます。</p>
14	32頁 25行目	<p>関係機関の連携について、有用な連携できているかは疑問である。何のための連携かも含めその在り方について再考していくことが重要である。</p>	<p>虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、家庭復帰、自立支援等、様々な場面において、市町や関係機関との連携は非常に重要です。それぞれの役割を認識しながら、有機的な連携を図っていきます。</p>
15	33頁 6行目	<p>少年鑑別所との連携についても言及いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 「○ 家庭裁判所、地方検察庁との連携 ・ 家庭裁判所、地方検察庁と子ども家庭相談センターとが情報交換しながら、連携を進めます。」</p> <p>【修正後】 「○ 家庭裁判所、地方検察庁および少年鑑別所との連携 ・ 家庭裁判所、地方検察庁、少年鑑別所(法務少年支援センター)と子ども家庭相談センターとが情報交換しながら、連携を進めます。」 ≪34頁7～8行目≫</p>
計画推進の目標値一覧			
16	34頁	<p>子どもが安心できること的前提として、子どもの権利ノートのことや、自分が大切に守られていることをまず知る必要があり、安心度100%を目指すことは唐突すぎると思われるため、以下の数値目標を新たに加えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利ノートの内容を知っている 100%</li> <li>・自分は大切にされている 100%</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、目標値に以下の指標を追加・修正します。また、目標値の修正に合わせて、以下のとおり原案を修正します。</p> <p>【追加】 里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合 現 状:37.6% 目標値:令和6年度 100% 令和11年度 100%</p> <p>【修正前】 里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもたちの安心度</p> <p>【修正後】 里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合 現状: - 令和6年度 100% 令和11年度 100%</p> <p>【修正前】 ・ 児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもにアンケートを実施し、当事者である子どもの安心度を調査します。</p> <p>【修正後】 ・ 児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもを対象に、施設や里親等のもとでの暮らしに関するアンケートを実施します。 ≪17頁20～21行目≫</p>

番号	頁・行	意見・情報の内容	意見・情報等に関する考え方
17	34頁	家庭養育優先原則を踏まえた国の目標値に対して、里親に関する数値目標が低いのではないかと。子どもの権利を第一に考え、家庭養育を進めていく積極的な姿勢を示すべきではないかと。	御意見を踏まえ、里親等へ委託する子ども数の捉え方を「里親委託が可能な子ども」から「里親委託が必要な子ども」に改めるとともに、年齢ごとに設定されている国の基準に沿って目標値を以下のとおり修正します。  【修正前】 令和6年度 39.1%                      令和11年度45.0%  【修正後】 令和6年度 48.3%                      令和11年度61.7% (3歳未満)52.2%                      (3歳未満)73.9% (3歳以上就学前)46.2%              (3歳以上就学前)65.4% (学童期以降)48.2%                      (学童期以降)60.2%  また、目標値の修正に伴い、目標達成に向けた子ども家庭相談センターの体制強化について、以下のとおり追記します。  ・里親養育支援のための児童福祉司を各児童相談所に専任で配置することとされた児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、必要な配置を進めます。 ≪24頁26～27行目≫
18	34頁	里親や施設で暮らす子どもたちの安心度を100%とするの数値目標を掲げているが、どんなに良い養育がなされていても100%になることはありえないと考える。不満はあっても健全であるし、一般家庭の子どもも100%がありえないのは想像に易い。 また、安心度100%を目指す故に、施設等から特定の子どもを排除するといったことも起こりかねないとする。	御意見を踏まえ、指標を以下のとおり修正します。  【修正前】 里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもたちの安心度  【修正後】 里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合 現状： -    令和6年度 100%    令和11年度 100%
19	34頁	一時保護やショートステイで預かった子どもが、同じ学校に通い続けることができるよう、各中学校区に最低1家庭の里親登録を目標にするべきではないかと。	御意見を踏まえ、目標値に以下の指標を追加します。  【追加】 中学校区別の養育里親登録率 現状 68.0%    令和6年度 100%    令和11年度 100%

◇その他関係機関等からの意見等による修正			
18頁 16行目  19頁 34行目	虐待予防等の推進として、「ハイリスク妊産婦・新生児の早期発見・早期対応を図るため・・・」との記載については、「ハイリスク妊産婦は虐待をする。」という誤解を与えるのではないかと。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 ・ハイリスク妊産婦・新生児の早期発見・早期対応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化します。  【修正後】 ・妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見・早期対応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化します。 ≪18頁17行目、21頁1行目≫	

※ 頁・行欄の該当頁等は、県民政策コメントで公表した「次期児童虐待防止計画(原案)」に沿っています。